

～ 【重要】 特定接種登録対象者の皆さまへ ～

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録申請書の提出をお願いします。

1. 特定接種とは

新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、「①医療の提供の業務又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者の従業員」や、「②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員」に対して臨時に行う予防接種のことで。

民間の医療機関については、①に係るものとして、予め厚生労働大臣の登録を受ける必要があります。

また、従業員が公務員の身分を持つ組織については、基本的に厚生労働大臣の登録は必要ありません（※1）が、必要なワクチン数の把握等のため、申請書の提出等同様（※2）の手続きをお願いします。

（※1）特措法において、新型インフルエンザ等対策に実施に携わる公務員は既に特定接種の対象となっています。

（※2）基本的に同申請書を活用した国への報告行為ですが、接種対象に外部事業者を含める場合は①の類型に該当し申請行為となります。

詳しくは 以下の厚生労働省のホームページをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuleenza/tokutei-seshu.html

2. 申請書提出スケジュール

○申請書を3月7日（金）を目処に保健所へ提出して下さい（詳細は直接保健所にお問い合わせください）。

※特措法において、国及び地方公共団体には新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施する責務が、登録事業者には新型インフルエンザ等発生時に業務を継続的に実施する努力義務が課せられています。

※新型インフルエンザ発生時における実際の特定接種の対象・接種総数・接種順位は、政府対策本部において判断されることとなります。

3. 手続き方法について

○特定接種登録申請書を所在地を所管する保健所に E メールにより提出してください。E メールでの提出ができない場合は用紙での提出も可能です。

○特定接種医療機関の登録は厚生労働省が行います。登録終了後、厚生労働省のホームページに医療機関等の事業者名、事業の種類、事業所名及びその所在地、登録年月日並びに登録番号が公表されます。

※登録申請には新型インフルエンザ等対策に係る「業務継続計画（BCP）」が作成してあることが必要ですが、登録申請書への添付は必要ありません。

※登録申請書の入力については別添の入力例を参照ください。

※なお、特定接種の実施に関してはあらかじめ接種実施医療機関と覚書を作成し、取り交わしておくことが必要です。

【申請書提出先・問い合わせ先】

鳥取県東部福祉保健事務所（鳥取保健所）

電話：0857-22-5694

提出先メールアドレス：toubu_fukushihoken@pref.tottori.jp

鳥取県中部総合事務所福祉保健局（倉吉保健所）

電話：0858-23-3145

提出先メールアドレス：chubu_fukushihoken@pref.tottori.jp

鳥取県西部総合事務所福祉保健局（米子保健所）

電話：0859-31-9317

提出先メールアドレス：seibu_fukushihoken@pref.tottori.jp